

岩手県で牧草販売業を営む申立人について、セシウムが検出された岩手県産牧草の出荷制限により販売中止を余儀なくされたことに伴う逸失利益が賠償された事例。

616

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | |
|--------|---------------------------|-----------|
| 1 損害項目 | 営業損害（減収分） | 金84万8516円 |
| 2 期間 | 平成23年3月11日から平成24年12月31日まで | |

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金84万8516円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月9日

（仲介委員 村上義弘）